

一人ひとりが輝くまち ⑪

2003~2012
国連識字の10年

みんどの人々に教育を

日常生活から学ぶ

「家庭内の役割について話し合ってみませんか？」

男女がお互いの人権を尊重し、あらゆる分野でそれぞれの個性や能力を發揮し、ともに社会の発展に貢献するところのできる社会の実現をめざして、昨年3月に「三原市男女共同参画プラン」を策定しました。

策定にあたっては、2,000人の市民を対象に意識調査を行いました。平成7年（1995年）の調査に比べると、男女の性別役割分担に関する項目では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に75%の人が同感しないと答え、意識は男女共同参画へと変化しています。しかし、家事については「女性が担っている」という回答が60%を超えています。また、子どもの世話や学校行事への参加など、子どもとの関わり方についても「妻中心」が多数を占め、家事や子育てなどが中心です。

（人権啓発広報編集委員会）

人権標語

（小学3年生の作品）

いけないよ さべつやいじめ ゆるせない

つまじ話にぞ用心!!



34

消費生活相談

突然、身に覚えのない請求が届いたら

《相談内容》

突然、携帯電話に出会い系サイトの退会手続きの案内メールが入った。読むと「至急連絡願う。退会の手続きをとらないと年会費6万円」と書いてあり、驚いた。さらに、自分の住所や名前といった詳細な個人情報まで書かれている。私は記載されたサイトを利用した覚えはないが、業者に連絡したほうがよいのか？

《アドバイス》

利用した覚えがないのであれば、それは架空の請求と考えられます。不審に思っている場合、問い合わせると新たな金銭請求などのトラブルに巻き込まれる原因となり危険です。連絡せず無視するのが一番です。もちろん、利用した覚えのない料金を払う必要はありません。

何度か連絡があれば、着信拒否の自衛手段も有効です。こうしたメールやはがきの中には、「自宅まで訪問する」「職場に訪問し、その旅費も請求する」「訴訟をおこす」「裁判所で手続きをとる」といった文句が並びますが、単なる脅しです。

万が一、「裁判所の文書」が届いた場合は、慌てずに、記載してある電話番号ではなく、裁判所の連絡先を電話番号などで調べて、正確な番号にかけて確認しましょう。

サイトを利用した覚えがある場合でも、利用に対してあまりにも高額な請求である場合は、業者に内訳を求めるとも必要です。

消費生活相談室

☎0848676410

とき 11日(月)を除く
月～金曜日 10時～12時、13時～16時
ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談
1日(金) 10時～12時
大和保健福祉センター
22日(金) 14時～16時
本郷支所

問い合わせ先 商工振興課
☎0848676072 FAX 0848641003

女性の人権ホットライン
子どもの人権110番

☎0570・070・810
☎0120・007・110

いずれも11日(月)を除く月～金曜日
8時30分～17時15分